

平成27年4月20日

各市町村長
熊本県国民健康保険団体連合会理事長
社会保険診療報酬支払基金熊本支部長

} 様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長
(公印省略)

診療放射線技師及び臨床検査技師の業務範囲の見直しに係る通知
について(通知)

このことについて、以下のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

- 1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修について

(平成27年3月18日付け医政発0318第19号厚生労働省医政局長通知)

- 2 診療放射線技師法及び臨床検査技師等に関する法律の一部改正の施行等について

(平成27年3月31日付け医政医発0331第2号厚生労働省医政局医事課長通知)

【問合せ先】

担当

医療政策課総務・医事班

井手口

電話 096-333-2205 (直通)

E-mail ideguchi-m@pref.kumamoto.lg.jp



平成27年3月18日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第32条第1項の規定に基づき、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修」（平成27年厚生労働省告示第49号）が本年3月9日付けで告示されたので通知します。

この告示の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 本告示の内容

医療介護総合確保推進法第14条の規定により、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の一部が改正され、本年4月1日から、臨床検査技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて、診療の補助として、以下の検体採取（以下単に「検体採取」という。）を業として行うことが可能となる。

- ① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
- ② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）
- ③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為

④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為

⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

また、医療介護総合確保推進法附則第32条第1項において、平成27年4月1日において現に臨床検査技師の免許を受けている者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であって同日後に臨床検査技師の免許を受けた者が検体採取を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないこととされている。

本告示は、この「厚生労働大臣が指定する研修」として、検体採取に必要な知識及び技能を修得するための研修であって、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものを指定するものである。

第二 留意事項

- 1 当該研修における教育の内容は、別添の表に掲げる内容以上とし、同表に掲げる達成目標に到達する必要があること。
- 2 本告示の前に、既に、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施する研修であって、教育の内容が別添の表に掲げる内容以上であるものを受けている者については、同表の達成目標に到達していると一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が認める場合には、再度、研修を受ける必要はないこと。
- 3 医療介護総合確保推進法附則第32条第1項において、研修の受講が義務付けられていない者であっても、臨床検査技師の養成課程において、検体採取に係る教育を受けていない臨床検査技師については、検体採取を行おうとするときは、医療安全の確保の観点から、あらかじめ、本告示で指定する研修を受ける必要があること。

平成27年3月31日

都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

（公 印 省 略）

診療放射線技師法及び臨床検査技師等に関する法律の一部改正の施行等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）、「医療法施行令等の一部を改正する政令」（平成27年政令第46号）及び「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省令第18号）により、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務範囲が見直され、本年4月1日から施行されます。

これらの改正の内容については、「医療法施行令等の一部を改正する政令の公布について」（平成27年2月17日医政発0217第8号）等により、厚生労働省医政局長から都道府県知事宛てに通知されたところですが、これに関する留意事項は下記のとおりですので、貴職におかれましては、その内容を御了知いただくとともに、貴管下の市町村（特別区を含む。）、医療機関、審査支払機関、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第一 診療放射線技師の業務範囲の見直しについて

（1）新たな業務に関する留意事項

診療放射線技師の業務範囲に新たに追加される行為は、以下の3つであること。

- ① 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除

く。）、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為

② 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為

③ 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから空気を吸引する行為

「造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為」とは、造影剤注入装置のスイッチを押す行為のみを指すものであること。

また、「造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為」においては、造影剤の血管からの漏出やアナフィラキシーショック等が生じる可能性があるため、診療放射線技師は、医師や看護師等の立会いの下に造影剤注入装置を操作するものであること。

(2) 新たな業務の研修に関する留意事項

診療放射線技師が新たな業務を行うに当たっては、法令により、研修の受講が義務付けられているものではないが、その養成課程において新たな業務に係る教育を受けていない診療放射線技師については、医療安全の確保の観点から、新たな業務を行うに先立って、公益社団法人日本診療放射線技師会が実施する研修を受ける必要があること。

また、当該研修における教育の内容は、別添1の表に掲げる内容以上とし、同表に掲げる達成目標に到達する必要があること。

第二 臨床検査技師の業務範囲の見直しについて

(1) 新たな業務に関する留意事項

臨床検査技師の業務範囲に新たに追加される行為は、以下の5つの検体採取及び2つの生理学的検査であること。

<検体採取>

① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為

② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）

③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為

④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為

⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

<生理学的検査>

- ① 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）
- ② 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

「皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿^{のう}を採取する行為」について、膿^{のう}であるか否かが明らかではない滲出液等の採取も含むものであること。

（２）新たな業務の研修に関する留意事項

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第32条第1項の規定により、平成27年4月1日において現に臨床検査技師の免許を受けている者等が新たな検体採取を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないとされているが、臨床検査技師が新たな生理学的検査を行うに当たっては、法令上、研修の受講は義務付けられていない。

しかしながら、その養成課程において新たな生理学的検査に係る教育を受けていない臨床検査技師については、医療安全の確保の観点から、新たな生理学的検査を行うに先立って、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施する研修を受ける必要があること。

また、当該研修における教育の内容は、別添2の表に掲げる内容以上とし、同表に掲げる達成目標に到達する必要があること。

【新目標一】		【別添2の表に掲げる達成目標に到達する必要があること】	
目標		達成目標	
1	1	1	1
	2	2	2
	3	3	3
	4	4	4
	5	5	5
2	1	1	1
	2	2	2
	3	3	3
	4	4	4
	5	5	5
3	1	1	1
	2	2	2
	3	3	3
	4	4	4
	5	5	5
4	1	1	1
	2	2	2
	3	3	3
	4	4	4
	5	5	5
5	1	1	1
	2	2	2
	3	3	3
	4	4	4
	5	5	5
合計		合計	

診療放射線技師の追加講習カリキュラム(案)

別紙1

【一般目標】

- 診療放射線技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全に配慮して、造影剤の投与など適切に検査に伴う行為ができる能力を身につける。
- 造影剤の投与に伴う危険因子を認識し、特にアナフィラキシーなど重篤な合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。
- 造影剤の投与などの検査に伴う行為は医師又は歯科医師の指示の下で行われる事を認識し、責任をもって対応する。

項目		達成目標	時限
法律、倫理に関する知識	1	診療放射線技師法に関する法的知識及びその責任範囲、医療倫理について説明できる。	1
造影剤の血管内投与 静脈路の抜針及び止血 に必要知識・技能・態度	1	造影剤に関する薬理を説明できる。	5
	2	造影剤に関するアナフィラキシー等を含めた副作用及び投与禁忌について説明できる。	
	3	感染管理及び医療安全対策(針刺し事故を含む)について説明できる。	
	4	アナフィラキシー等を含めた副作用が発生した場合に速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置(BLS)を実施できる。(シミュレーション)	
	5	適切に感染管理及び医療安全対策を行い、安全に静脈路の抜針及び止血ができる。(シミュレーション)	
下部消化管検査に関する業務に必要な知識・技能・態度	1	検査を受ける患者の心理や高齢者・女性にも配慮した接遇について説明できる。	5
	2	肛門及び直腸を含む下部消化管に関する解剖を説明できる。	
	3	下部消化管検査における造影剤に関する薬理を理解し、安全に造影剤及び空気を注入する方法について説明できる。	
	4	感染管理及び医療安全対策について説明できる。	
	5	下部消化管検査において、適切にカテーテル挿入部を確認し、肛門よりカテーテルを挿入して、安全に造影剤及び空気を注入できる。(シミュレーション)	
画像誘導放射線治療 (image-guided radiotherapy: IGRT) に関する業務に必要な知識・技能・態度	1	検査を受ける患者の心理や高齢者・女性にも配慮した接遇について説明できる。(再掲)	4
	2	肛門及び直腸を含む下部消化管並びに前立腺や子宮などの骨盤内臓器に関する解剖を説明できる。	
	3	骨盤内臓器がんに対するIGRTの内容を理解し、安全に空気を吸引する方法について説明できる。	
	4	感染管理及び医療安全対策について説明できる。(再掲)	
	5	適切にカテーテル挿入部を確認し、安全に肛門よりカテーテルを挿入することができる。(シミュレーション)	
試験	1		1
合計	1		16

臨床検査技師の研修カリキュラム

【一般目標】

- 臨床検査技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全に配慮して、適切に検体採取ができる能力を身につける。
- 検体採取に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。
- 検体採取は医師又は歯科医師の指示の下で行われる事を認識し、責任をもって対応する。

項目		達成目標	時限
法律、倫理に関する知識		1 臨床検査技師法に関する法的知識及びその責任範囲、医療倫理について説明できる。	1
微生物学的検査等(インフルエンザ等)における検体採取※ ¹ に必要な知識・技能・態度	1	鼻・口腔・咽頭部の解剖を説明できる。	4
	2	舌圧子、口腔・鼻腔吸引器具、スワブ等(以下、「舌圧子等」)の適切な使用方法について説明できる。	
	3	舌圧子等の使用による合併症及び禁忌について説明できる。	
	4	感染管理及び医療安全対策について説明できる。	
	5	鼻・口腔・咽頭部から、適切な器具を用い、疾病や患部の特性に応じて安全に検体採取できる。(シミュレーション)	
微生物学的検査等※ ² (皮膚表在組織病変部等※ ³)における病検体採取(皮膚生検は除く)に必要な知識・技能・態度	1	皮膚組織の解剖を説明できる。	4
	2	疾病や患部の特性に応じた適切な検体の採取方法について説明できる。	
	3	検体採取に係る器具の使用による合併症及び禁忌について説明できる。	
	4	感染管理及び医療安全対策について説明できる。(再掲)	
	5	皮膚表在組織から、適切な器具を用い、疾病や患部の特性に応じて安全に検体採取できる。(シミュレーション)	
微生物学的検査等(糞便検査)における検体採取※ ⁴ に必要な知識・技能・態度	1	検査を受ける患者の心理や高齢者・女性にも配慮した接遇について説明できる。	3
	2	肛門とその周囲及び下部消化管に関する解剖を説明できる。	
	3	疾病や患部の特性に応じた適切な検体の採取方法について説明できる。	
	4	感染管理及び医療安全対策について説明できる。(再掲)	
	5	肛門部から、適切な器具を用い、疾病や患部の特性に応じて安全に検体採取できる。(シミュレーション)	
味覚検査※ ⁵ 、嗅覚検査※ ⁶ に必要な知識・技能・態度	1	鼻・口腔・咽頭部の解剖を説明できる。(再掲)	3
	2	検査器具の適切な使用方法について説明できる。	
	3	検査器具の使用による合併症及び禁忌について説明できる。	
	4	感染管理及び医療安全対策について説明できる。(再掲)	
	5	鼻・口腔・咽頭部において、適切な器具を用い、疾病や患部の特性に応じて安全に検体採取できる。(シミュレーション)	
試験	1		1
合計	1		16

※¹ 鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液等の採取※² ウイルス、細菌、真菌、スズロヘータ、寄生物検査等※³ 膿、丘疹、水疱、膿疱、びらん、鱗屑、粘膜炎、毛髪、爪等※⁴ 糞便が採取できない場合にスワブを用い、肛門部から便の直接採取※⁵ 基準嗅覚検査(T&T)オファクトメーターによる検査、静脈性嗅覚検査(静脈へのアリナミン注射薬の注射行為は除く)※⁶ 基準嗅覚検査、濾紙ディスク法による味覚定量検査

※1時限＝50分

